

弥富市地域公共交通総合連携計画について

○現在の弥富市地域公共交通総合連計画

- ・計画期間が平成 22 年度から平成 24 年度となっており、期間が終わっているため、今年度「第 2 期弥富市地域公共交通総合連計画」を策定中



○交通政策基本法

- ・平成 25 年 12 月 4 日公布・施行（2 ページ参照）



○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

- ・平成 26 年 2 月 12 日閣議決定（3 ページ参照）
- ・現行の「地域公共交通総合連計画」から「地域公共交通網形成計画」へと転換

【地域公共交通総合連計画から追加する主な事項】

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築



○今後の対応

弥富市においても、「地域公共交通総合連計画」から「地域公共交通網形成計画」へと移行する必要があると考えられ、このまま「第 2 期弥富市地域公共交通総合連計画」を策定しても、「地域公共交通網形成計画」をあまり期間を置かずに策定する必要があるが出てくると考えられる。しかし、「地域公共交通網形成計画」の策定するには、追加事項の内容の検討が必要であることや、記載すべき事項の詳細について不明な部分もあることから、一定の時間が必要となる。

よって、今年度策定に向けて検討してきた「第 2 期弥富市地域公共交通総合連計画」をベースに、次年度において追加 2 項目等の検討を行い、「弥富市地域公共交通網形成計画」を策定することとした。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正について

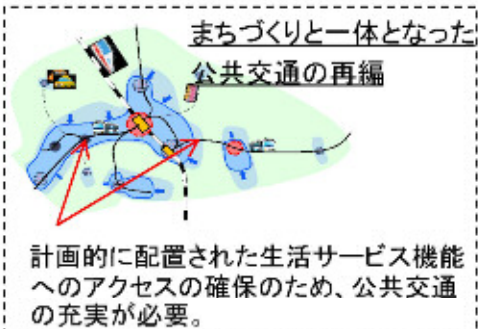
持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、

- ・市町村等による地域公共交通網形成計画の作成
- ・同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成
- ・同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例

等について定める。

背景

- ◆ 人口減少や高齢化が進展する中、地域社会の活力を維持・向上させるために、地域公共交通が果たす役割は増大
 - ・地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活上不可欠な移動の確保
 - ・コンパクトシティの実現のため、拠点間などを結ぶ公共交通ネットワークの構築
 - ・国内外の観光客を含む地域外からの来訪者との交流の活発化 等
- ◆ これらの要請に応えるためには、民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、

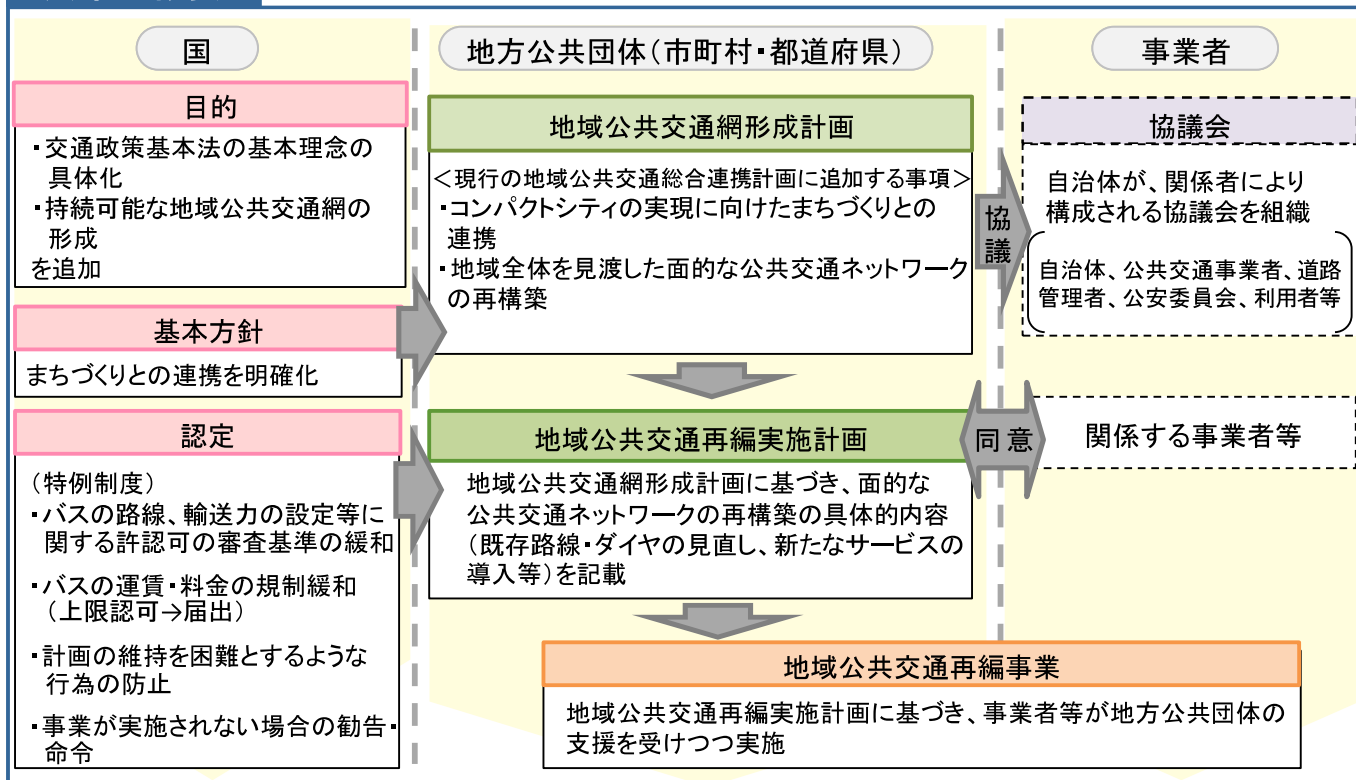


地域公共交通の再定義

地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者との合意の下で、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成することが重要



法案の概要



地域にとって最適な公共交通ネットワークの実現を強力に推進

●交通政策基本法

我が国経済・社会活動を支える基盤である国際交通、幹線交通及び地域交通について、国際競争力の強化や地域の活力の向上、大規模災害時への対応等の観点から、国が自治体、事業者等と密接に連携しつつ総合的かつ計画的に必要な施策を推進していくため、交通に関する施策についての基本理念を定め、関係者の責務等を明らかにするとともに、政府に交通政策基本計画の閣議決定及び国会報告を義務づける。

国際競争の激化・我が国経済の低迷

災害に強い国土・地域づくり

人口減少・少子高齢化

我が国が抱える喫緊の課題に対し、交通政策に求められる役割は極めて大きい

例えば

- 我が国の国際競争力の強化のための国際交通ネットワークや港湾・空港等の強化
- 危機的状況にある地域の公共交通の確保・改善
- 大規模災害時における旅客・物流ネットワークの機能の確保と迅速な回復 等

これらの課題への対応には

- ・ 長期的視野に立った計画的な取組
- ・ 多様な主体の連携・協働（関係省庁、交通事業者、自治体、住民 等）が不可欠

「交通政策基本法案」の制定



（成田空港）

基本理念や関係者の責務等を明確化



（富山市のLRT）

交通政策基本計画の閣議決定・国会報告

- 国際競争力の強化に必要な施策
- 大規模災害時への対応
- 環境負荷の低減に必要な施策
- 地域の活力の向上に必要な施策
- 生活交通確保やバリアフリー化
- まちづくりや観光立国の観点からの施策 等



（九州新幹線）

必要な支援措置（法制上、財政上等）

毎年国会に年次報告（「交通白書」）



（離島航路）

**我が国が抱える喫緊の課題に対し、
政府・関係者が一体となり強力に交通政策を推進するための枠組みを構築**